



埼玉県発行

目次

訓令

○職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

告示

(人事課)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

○「」（中央創造）

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

○大規模小売店舗の新設に関する公示

○「」（地域商工業支援課）

○公益事業における争議行為の予告

○保安林の指定の解除

○越谷都市計画区域区分の変更

五	越谷都市計画用途地域の変更	五	森づくり課
三	大規模小売店舗の新設に関する公示	三	(地域商工業支援課)
二	特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告	二	「」(中央創造)
一	特定非営利活動法人の設立に係る公告	一	(人事課)
六	富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧	六	(都市計画課)
六	富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	六	「」
六	東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧	六	「」
六	東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	六	「」
六	鴻巣都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧	六	「」
六	鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	六	「」
六	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更	六	(建築指導課)
六	捜査用単体パソコン等の貸借	六	「」

に係る一般競争入札の公告

(会計課)

○情報管理課無停電電源装置の貸借契約の落札者の公示

(施設課)

六

公告

(飯能県土)

八

○「」（東松山県土）

八

○選挙管理委員会の招集

(選管委)

九

訓令

埼玉県訓令第十八号

本 地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表防災航空センターの項中「防災ハコプター」の業務に従事する職員を「全乗組」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年一月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二千八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律

第七号）第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人浦和手をつなぐ親の会

親の会

三 代表者の氏名

大関 しげ

四 主たる事務所の所在地

さいたま市浦和区仲町四丁目十二番

六号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内の知的障害者(児)を授産所、作業所の作業を通して社会生活が安定できる様、又生活ホームにて日常生活の指導支援を行い障害者(児)が地域社会の中で共に暮らせる様支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二千八百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カラフルきつず

三 代表者の氏名

室伏 由喜

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区新開二丁目十四番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、放課後等において保育を必要とする児童を対象とし、学童保育事業(放課後児童健全育成事業)を行うとともに、地域の子どもたちの健

やかな成長と豊かな地域生活づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二千八百九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日
埼玉県知事 上 田 清 司
一 申請のあった年月日
平成十八年十二月十一日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際庭球開発
三 代表者の氏名
黒岩 信太郎
四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区東宮下四百九十四番一号丸藤ハイツA一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、さいたま市及びその近隣に在住する子供から大人まで、あらゆる人々に対して、生涯スポーツの代表であるテニスを身近な場所で気軽に楽しめる環境を提供し、地域や世代間のつながりが薄れていく現代でテニスを通して地域コミュニケーションを活性化、そしてテニスの普及、育成、指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者に豊かで喜びを享受できる人生の創出実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二千九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧

に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NEXT ON

E

三 代表者の氏名

小出 平一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目

五番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、個人がインターネット・リテラシーを身につけ、自らエンブロイヤビリティ（雇用される能力）を高める機会を提供し、インターネットによって、ダイナミックに変化する社会に対応し、万人に活用できるインフラ整備とソフト開発の推進を行い、500万人の雇用創出を通じて、デジタル社会に貢献することを目的とする。

~~~~~

埼玉県告示第二千九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十八年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人熟年ばんざい所

沢NPOセンター

三 代表者の氏名

山路 聡

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市美原町二丁目二千九百

二十八―七十七

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対し、健康・安全・楽しみ・住まいを基本に「生活全般に関する情報」を提供し、「協働の街づくり」「まちづくり人づくり」の理念のもとに、高齢者が豊かに暮らせる、まちづくり活動を支援・推進し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

埼玉県告示第二千九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ララガーデン春日部

春日部市南一丁目一番一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

春日部デベロップメント特定目的会社 取締役 須貝信

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社京成ストア 代表取締役 高田和生

東京都墨田区押上一丁目十番三号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一三、二七五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 六七台

立体駐車場 位置 図面省略 収容台数 九三三台

合計 一、〇〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

区画街路一号線側 位置 図面省略 収容台数 二二〇台

区画街路二号線側 位置 図面省略 収容台数 三五台

区画街路三号線側 位置 図面省略 収容台数 一五台
区画街路四号線側 位置 図面省略 収容台数 二三〇台
合計 五〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設一 位置 図面省略 面積 一九一平方メートル
荷さばき施設二 位置 図面省略 面積 一八九平方メートル
合計 三八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設一 位置 図面省略 容量 一一二立方メートル
廃棄物保管施設二 位置 図面省略 容量 三九立方メートル
合計 一五一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

立体駐車場 出入口二ヶ所 位置 図面省略

平面駐車場 出入口一ヶ所 位置 図面省略

合計 三ヶ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成十八年十二月六日

二 縦覧期間

平成十八年十二月十九日から平成十九年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十八年十二月十九日から平成十九年四月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部地域商工業支援課

~~~~~

### 埼玉県告示第二千九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー川越新宿店

川越市新宿町五の二十四

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野 幸夫

川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年八月二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇三六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

一階平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一四台

屋上平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 七五台

合計 八九台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一 位置 図面省略 収容台数 八台  
駐輪場二 位置 図面省略 収容台数 二六台  
駐輪場三 位置 図面省略 収容台数 二五台  
合計 五九台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設一 位置 図面省略 面積 八五平方メートル

荷さばき施設二 位置 図面省略 面積 八四平方メートル

合計 一六九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設 位置 図面省略 容量 一七立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口一箇所 出口一箇所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前七時三十分

ト 届出年月日

平成十八年十二月一日

二 縦覧期間

平成十八年十二月十九日から平成十九年四月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十八年十二月十九日から平成十九年四月十九日まで  
意見書提出先  
埼玉県産業労働部地域商工業支援課

埼玉県告示第二千九十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成十八年十二月九日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

協同観光バス労働組合

二 事 件

解雇処分撤回申入書に係る交渉促進

及び解雇処分の問題解決

三 日 時

1 平成十八年十二月二十二日午前〇時から二十四時

2 1の日に未解決の場合には、平成十九年一月九日午前〇時から解決に至るまでの期間

四 場 所

株式会社協同観光バス、株式会社協同バスが経営する全職場

本社営業所（行田市佐間一―二十一―三十六）

熊谷営業所（熊谷市佐谷田一三九三―一二）

五 概 要

同盟罷業を含む各種の争議行為及び使用者のロックアウトなど妨害行為排除のための対抗行為を、その状態に応じて実施する。

埼玉県告示第二千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

鶴ヶ島市松ヶ丘三丁目二三の一

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第二千九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供す

る。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千九十八号

富士見市から富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千九十九号

富士見市から富士見都市計画地区計画

の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千百号

東松山市から東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千一百一十号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千二百二号

鴻巣市から鴻巣都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千二百三号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に

において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第二千二百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（欄五）の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域

松伏町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第二千二百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

捜査用単体パソコン等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年3月1日(木)から平成23年12月31日(土)まで  
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成16年埼玉県告示第1576号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 納入する物品について仕様書の指示する機能証明書等を作成し、平成19年1月23日(火)までに下記の場所に提出し、審査を受けた結果、当該物品が仕様書の示す各要求事項に適合すると認められた者であること。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部情報管理課 電話048-832-0110 内線2423

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部

総務部会計課調度第二係 北里 哲也 電話048-832-0110 内線2244

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎5階入札室 平成19年1月30日(火)午前11時

(4) 郵送による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 平成19年1月29日(月)午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年1月16日(火)までに提出し、競争入札参加資格(2(4)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書  
契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格  
をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無  
無

(8) 競争入札参加資格の付与  
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定  
の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し  
て、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 千330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）へ提出すること。

(9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of personal  
computer for Criminal Investigation  
(2) Time-limit for tender: By mail; 5:00 p.m., January 29, 2007  
In person; 11:00 a.m., January 30, 2007

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division,  
General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago  
3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110  
Ext.2244

埼玉県告示第二千六百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十八年十二月十九日

名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部施設課管財係  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目  
15番1号

3 落札者を決定した日  
平成18年11月21日

4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千  
代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額  
39,438,252円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日  
平成18年10月10日

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百  
号）第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したので、  
公告する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

林 眞 郎

許可番号

平成十八年七月六日

指令飯整第一八〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成十八年十二月十四日

飯整第一八〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字中原五〇  
二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市見沼区大字東門前一九四  
番地一四  
相馬 達雄

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二  
百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百  
号）第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したので、  
公告する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

小 宮 憲 一

一 許可番号

平成十八年十一月二十一日

第一八〇一一四〇号

二 検査済証番号

平成十八年十二月十三日

第一八〇一三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字出丸本字宮附一一  
五一一、大字上大屋敷字蔵前三二四一

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市中央区上峰二丁目一四番  
七一四〇六号

佐藤 智美

## 埼玉県選管告示第百三十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十八年十二月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一 日時 平成十八年十二月二十一日 午後二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他

| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                         |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                                  |
| 印刷所  | 埼玉県選挙管理委員会<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―二―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇二(代表)                                |